

議 長 日程第8「議案第19号令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算。

令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,463万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。

428、429ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。款の1、保険料、項の1、介護保険料、目の1、第1号被保険者保険料では、65歳以上の第1号被保険者から所得に応じた12段階の保険料率により御納付をいただくものでございます。

款の3、国庫支出金でございます。項目ごとに法定割合に応じた額を計上しており、項の1、国庫負担金、目の1、介護給付費負担金では、歳出の保険給付費のうち、居宅給付費の20%分を、施設給付費の15%を国が負担することになっております。

項の2、国庫補助金でございます。目の1、調整交付金につきましては調整率に応じた額を、目の2、介護予防等地域支援事業交付金につきましては、歳

出における地域支援事業のうち介護予防・生活支援サービス事業に関わる国庫分を、目の3、包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、包括的支援事業及び任意事業に関わる国庫分をそれぞれ計上しております。

目の4、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止給付費適正化に資する取組に応じて交付金として交付されるものでございます。

目の5、介護保険保険者努力義務支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括ケアに関連する在宅医療・介護連携等の取組に対し交付されるものでございます。

款の4、支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料を介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として収入するものでございます。

430、431ページをお願いいたします。款の5、県支出金でございます。国庫と同様に項目ごとに法定割合を計上しております。

款の6、繰入金でございます。項目ごとに法定割合を繰り入れるものです。

項の2、基金繰入金では、現行の第8期介護保険事業計画に予定しておりましたとおり、介護保険財政調整基金より1,500万円の取り崩しを予算計上しております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。432、433ページでございます。款の8、繰越金につきましては3,000万円を見込んでおります。

続きまして、歳出について説明をいたします。434、435ページをお開きください。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費では、職員給与費や訪問に利用する庁用車管理経費などの予算を計上しております。

次のページをお願いいたします。436、437ページでございます。項の3、介護認定審査会費、目の1、認定調査等費で要介護認定に関する経費を計上し、目の2、認定審査会負担金につきましては、足柄上地区介護認定審査会負担金として、南足柄市で一括し、認定審査会の事務を行うための経費を計上しております。最下段、委員会費では、介護保険制度開始時から3年ごと、今回、来年度、第9期となる介護保険事業計画策定のための経費を計上しております。

次のページ、438、439ページをお願いいたします。款の2、保険給付費でございます。前年度比、比較、1.6%の増でございます。

項の1、介護サービス等諸費では、負担金補助及び交付金として、居宅介護サービス給付費以下、第8期介護保険事業計画において試算した額を基に、実績に応じて、実績に合わせて計上しております。

項の2、高額介護サービス費は、利用者の介護保険給付費の月々の負担が上限額を超えた場合に給付されるものでございます。

次のページをお開きください。440、441ページでございます。項の4、特定入所者介護サービス費でございますが、主に所得が低い方が施設サービスを利用した場合に自己負担限度額を超えた分について給付される経費でございます。

項の5、高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減するものでございます。

次のページをお願いいたします。442ページ、443ページでございます。款の5、地域支援事業費でございます。前年度比4ポイントの増でございます。

目の1、一般管理費は、地域包括支援センター職員給与費や介護予防支援に関わる事務経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。444、445ページでございます。目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。説明欄を御覧ください。サービス事業費のうち（1）訪問型サービスは、町直営の訪問型介護予防事業として管理栄養士、作業療法士の訪問や、栄養改善、口腔機能等向上事業を、（2）通所型サービスは、運動器の機能向上事業を実施し、また、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金などを計上しております。（3）生活支援サービスでは、食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費などを計上しております。

次のページをお願いいたします。446、447ページでございます。目の3、一般介護予防事業費では、火曜体操会、呼吸法運動教室、筋力向上教室など、介護予防事業を継続して実施するための経費を計上しております。

目の4、包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営経費のほか、権利擁護への取組として、年々複雑化、多問題化している権利擁護への取組の際の弁護士費用等を計上し、次のページになりますが、448、449ページとなります。任意事業として介護相談員の派遣事業を、また在宅医療・介護連携支援事業として、足柄上1市5町共同で開設している在宅医療・介護連携支援センター運営のための経費であるとか、生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会と連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりに取り組むほか、認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援のほか、今後、高齢化に伴う増加が見込まれる認知症の方に寄り添うような施策を展開してまいります。

450、451ページをお願いいたします。最下段、款の7、予備費につきましては2,134万3,000円を計上しております。

以上、歳入歳出総額11億5,463万9,000円となります。

なお、452ページから455ページにわたり給与費明細書を、456ページに債務負担行為に関する調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
7 番 南 雲 449ページの下段に認知症総合支援事業費として、報償費のところは前年度のときは認知症初期集中支援事業検討委員会というのがございましたけれども、それがなくなっていますけれども、それはどういう理由でなくなられたのか、お伺いします。

福 祉 課 長 認知症対策の件でございます。まず、現在ですね、認知症初期集中支援チームの認知症サポート医をお願いしてございまして、その方がですね、ちょっと御多忙になったということもございまして、まず医師、ある程度私どものほうでも知見がございますので、そういった中でよりスピーディーに認知症施策を対応していこうということで、初期集中支援チームのほうに注力をしようということで、ひとり立ちができるというか、そういった中で対応が可能であるというふうなところでこのような予算になったものでございます。以上でございます。

7 番 南 雲 サポート医の高橋先生でしたっけ、が外れたということによろしいんでしょうか。そういうもとでこれからやっていかれるということで、何かやはり今コロナ禍でかなり認知症の方が増えているということをうちの町でも伺ってますので、やはりこの大事な、初期の段階での対応がすごく大事だと思われまので、さらにね、力を入れていっていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。